

「アクション・プラン」推進委員会(第8回)議事録

日 時：平成24年5月16日(水) 17:30~18:30

場 所：内閣府地域主権戦略室会議室

出席者：川端達夫委員長(内閣府特命担当大臣(地域主権推進))、上田清司委員(埼玉県知事)、北川正恭委員(早稲田大学大学院教授)、後藤斎委員(内閣府副大臣)、福田昭夫委員(総務大臣政務官)

(関係府省)

園田康博内閣府大臣政務官、森田高総務大臣政務官、萩本修法務省大臣官房審議官、津田弥太郎厚生労働大臣政務官、仲野博子農林水産大臣政務官、北神圭朗経済産業大臣政務官、津川祥吾国土交通大臣政務官、高山智司環境大臣政務官

(関係地方)

井戸敏三兵庫県知事、嘉田由紀子滋賀県知事、飯泉嘉門徳島県知事、尾崎正直高知県知事、広瀬勝貞大分県知事、上原良幸沖縄県副知事

(川端委員長) それでは定刻になりましたので、始めたいというふうに思います。ただいまから「アクション・プラン」推進委員会の第8回の会合を開かせていただきます。後藤副大臣はちょっと所用で遅れますので、お許しを下さい。大変お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。また、上原副知事は昨日はおめでとうございまして、何よりでございます。出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲については、地域主権戦略会議で了承されました「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲に係る特例制度(基本構成)」に基づきまして、関係府省の御協力をいただきながら、検討を深めて参りました。本日は、国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案(仮称)(骨子)をお示しさせていただきました。これについて御論議をいただきまして、法案の立案作業に反映させていきたいと考えております。また、個別の事務・権限の移譲の検討についても、現状を御報告した上で、御論議をいただき、一定の方向性を見出していきたく思っておりますので、よろしく願いを申し上げます。なお、これ以降の議事の進行は福田政務官にお願いをいたしますので、よろしくお願いいたします。

(福田委員) それでは御指名によりまして、議事進行を務めます福田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。本日は関係府省政務の皆様と関係知事の皆様に御出席をいただいております。出席者のお名前はお手元の名簿のとおりでございます。特に関係知事として、尾崎高知県知事には、今回初めて御出席いただいておりますので、御紹介をいたします。では、議事に移ります。本日の議題は、「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について」、「その他」で「ハローワークの特区について」

であります。はじめに「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について」であります。それでは私から、資料1から3を基に説明をさせていただきます。お手元のですね、法律案（骨子）について、御覧をいただきたいと思っております。

資料の1-1でございます。よろしいでしょうか。資料の1-1としてお配りしております、「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案（仮称）（骨子）」については、4月末に地域主権戦略会議で了承された、基本構成に基づき、内閣府地域主権戦略室において作成したものです。その主な内容ですが、大きな項目として、「1 目的」、「2 基本理念」、「3 対象」、「4 国及び特定広域連合等の責務」、「5 事務等移譲基本方針の策定」、「6 事務等移譲計画の認定」、「7 事務等の移譲措置」、「8 認定を受けた特定広域連合に関する特例等」、「9 事務等の移譲措置の適用に伴う措置」、「10 事務等移譲推進本部」、「11 その他」に分けて構成をしています。よろしいですか、分厚い資料ですので。まず1の「目的」ですが、地方公共団体が地域における行政のうち広域にわたるものについて自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うようにするため、国の特定地方行政機関、これはいわゆる国の出先機関をこのように表現しております、の事務等の移譲を推進し、国及び地方公共団体を通じた行政の効率化を図るとともに、住民の福祉の向上に寄与することを目的としています。「2 基本理念」については、①特定広域連合等の自主性及び自立性が十分に発揮されること、②住民の福祉の向上に寄与すること、③国及び地方公共団体を通じた行政の効率化に寄与すること、の3点を旨として行わなければならないこととしています。「3 対象」については、「(1) 制度を利用できる主体」として、特定広域連合と、北海道及び沖縄県としており、特定広域連合については、構成団体である都道府県の区域を合わせた区域が移譲対象出先機関の管轄区域を包括する広域連合と定義し、当該管轄区域に含まれないこととすることについて相当の合理性が認められるものとして政令で定める区域を除くこととしています。また、「(2) 移譲対象」については、経済産業局、地方整備局及び地方環境事務所に係る事務等のうち政令で定めるものとしています。「4 国及び特定広域連合等の責務」については、①国は特定広域連合等に対し、必要な情報の提供、助言、その他必要な支援を行わなければならない、②特定広域連合等は国に対し、必要な情報の提供、その他必要な協力をしなければならない、③特定広域連合及び当該特定広域連合を組織する地方公共団体は、移譲事務等とこれに関連する当該特定広域連合を組織する地方公共団体の事務等を当該特定広域連合において実施するように努めなければならない、としています。特に③は事務の持ち寄りに関する努力義務規定であり、当該規定を踏まえ、移譲計画に持ち寄りに関する事項を記載することを求める仕組みを考えております。次に5であります、「事務等移譲基本方針の策定」については、政府は、事務等移譲基本方針（以下「基本方針」といいます。）を閣議決定により定めることとしています。「6 事務等移譲計画の認定」については、特定広域連合等は、基本方針に即して、あらかじめ、関係する地方公共団体の意見を聴いた上、議会の議決を経て、事務等移譲計画（以下「移譲計画」といいます。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することが

できることとしています。なお、特定広域連合を設置しようとする地方公共団体は、広域連合設置の手続きと並行して、共同で移譲計画の認定を申請することが可能です。次に4ページの「7 事務等の移譲措置」の説明に移ります。ここでは、①特定広域連合等が、移譲計画について、内閣総理大臣の認定を受けたときは、3(2)の事務等、これは移譲対象機関の事務等のことですが、については、特定広域連合等の長が行うこととする。②移譲事務等の法令所管大臣は、移譲事務等の適正な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、必要な関与、同意、許可、認可又は承認、指示、特定広域連合等との協議等を行うことができる。③認定を受けた特定広域連合等は、毎年度、あらかじめ、関係する地方公共団体の意見を聴いた上、議会の議決を経て、移譲事務等の実施に関する計画を作成し、移譲事務等の法令所管大臣に協議し、その同意を得なければならないこととしています。「8 認定を受けた特定広域連合に関する特例等」については、以下の特例等を講ずることとしています。①理事会制は採用できない。つまり独任制とする。②特定広域連合委員会、これは構成団体の長をメンバーとする会議のことです。を置くことができる。置いた場合には、条例の制定・改廃、予算の調製等については、同委員会の意見を聴くものとし、必要がある場合には、適切な措置を講じなければならない。③移譲計画ごとに移譲事務等補佐役を設置。これは北海道と沖縄県の場合も対象になります。④包括外部監査契約の締結を必須化。⑤人事委員会を設置。⑥移譲対象出先機関を管轄していた行政機関の長は、地震、台風、水火災のその他の非常事態の場合において、災害応急対策又は災害復旧のため特に必要があると認めるときは、職員の派遣その他必要な協力を要請することができる。⑦移譲対象出先機関を管轄していた行政機関の長は、緊急災害対策本部が設置された場合、その他の政令で定める場合において、国民の生命、身体又は財産の保護のために特定広域連合等の協力が特に必要であると認めるときは、職員の派遣その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。次に「9 事務等の移譲措置の適用に伴う措置」については、まず(1)職員の引継ぎにおいて、移譲対象出先機関の職員は、別に辞令を発せられない限り、事務等が移譲された日において、特定広域連合等の相当の職員となることとしています。また、(2)財政上の措置において、国は、2の基本理念にのっとり、特定広域連合等が移譲事務等を実施するために必要な財政上の措置を講ずるものとするとしています。次に「10 事務等移譲推進本部」については、①内閣に、全閣僚で構成する事務等移譲推進本部を置く。②本部は、基本方針の案の作成、基本方針に基づく施策の実施の推進に関する事務等をつかさどることとしています。また、資料1-2から1-4につきましては、資料1-1の法律案(骨子)に対して各省から出された御意見をお示ししております。補足すべき事項等がございましたら、この後の意見交換の時に御発言をいただきたいと思っております。次に、個別の事務・権限の移譲についてでございます。資料2-1から2-4を基に個別の事務・権限の移譲の在り方について御説明いたします。資料の2-1から2-4を御覧ください。よろしいでしょうか。まず資料2-1であります。資料の2-1は「当てはめ修正試案」を照会させていただいた文書です。先

月、私から3省の担当政務に照会させていただきました。大部ではありますが、議論の基礎資料として、お手元にお配りをいたしました。先月に照会させていただいた時点では、「基本構成」の地域主権戦略会議了承前でしたが、前回の当委員会における川端委員長の「かなり幅広い国の関与を想定する表現にしたので、この基本構成案の考え方で対応できないかどうか、再度検討いただきたい」旨の発言を踏まえ、照会させていただいたものであります。これに対する経済産業省、国土交通省、環境省の3省からの御回答は資料の2-2から2-4のとおりであります。3省からの御回答のポイントとしては、一つとして、2月9日の当委員会に報告させていただきました「当てはめ案」への3省回答以降、各省が新たに移譲するとしたものはありません。二つとして、条件付で移譲するとした事務・権限については、条件が満たされておらず、移譲することが確定していない事務・権限が相当数存在しております。三つとして条件付で移譲するとした事務・権限のうち、国道、一級河川等公物管理に関する事務・権限について、「新たな事務区分」を設け、「特別な国の関与」を認めるべきではないか、との御回答が国土交通省からありました。四つとして基本構成で「区域外権限行使を維持・継続する」とした事項について、区域外権限行使は一般的に認められたものではなく、国の特別の関与、業務執行命令権、業務違反の場合の執行役の罷免権などがなく移譲できない。或いは、区域外権限行使を認めてもなお、大臣による一元的な許可制度は移譲できない、との御回答がありました。ということです。なお、御提出いただいた御回答について、コメントがあれば、後程御発言をお願いいたします。また、これらの個別の事務・権限に係る資料については、当委員会での北神経済産業大臣政務官からの御意見も踏まえて、「基本構成」とあわせて、先週11日からパブリック・コメントを実施し、国民の方々からの御意見を伺っているところであります。私からの説明は以上ですが、忌憚のない御意見を頂戴できればと考えておりますので、よろしく願いいたします。なお、資料3としてお配りしております岩手、宮城、福島各県からの意見につきましては、これまで東日本大震災の被災県の意見も聴くべきとの御指摘をいただいていたことから、今般3県に、先月末の地域主権戦略会議で了承された「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲に係る特例制度（基本構成）」に対する意見照会を行い、いただいた御意見を紹介させていただくものでございます。説明は以上でございます。それでは御意見、御質問のある方から御発言をお願いします。それでは井戸知事からお願いします

(井戸知事) 関西広域連合としての基本的な考え方を繰り返しも厭わず申し述べさせていただきます。お手元の分厚い資料の下から5分の1ぐらいのところ、資料5として挟んであると存じます。その資料5を御覧いただきたいと思っております。下積みになっているほうです。御覧いただけましたでしょうか。まず総論的な意見といたしましては、政府方針の国出先機関の原則廃止に対応して、私ども、関西広域連合を主体的に作ったんだということをもう一度強調させていただきたいと存じます。連携しながら真剣に取り組んで参りました。そして、丸ごと移管を提案させていただいた理由は、これまでの事務の仕分けを行って、そこからスタートしようと思つたと、

いたずらに仕分け作業だけで迷い込んでしまひまして、これまで改革ができなかったという轍を踏みたくない、従ひまして、国の出先機関の丸ごと移管を求めてきたものでございます。そして、事務区分ですとか国の関与につきましても、先ほど特別な事務類型を作れというような意見もあるように伺ひましたが、特別な事務類型を作るのではなく、もともと、引き続き国の事務でありますので、原則として法定受託事務とすることで地方自治法の範囲内での最低限の国の関与を前提とした仕掛けで対応できるはずだと、このように考えております。それから、今回の法律案に対する関係各省の意見の中にはですね、構成団体からの事務の持ち寄りを義務付けたり、或いは所管大臣の指示に従わない場合には裁判を経ない代執行制度を作れとか、或いは特定広域連合職員への直接的な指揮命令等を求めているものがございますが、このような各省の意見というのは、地域の自主性や自立性を全く尊重しておられるとは考えられません。政府としては改革本来の目的を見失うことなく、政治的なリーダーシップを發揮していただいて、法律案の提出、取りまとめを急いでいただき御審議を賜うことをお願いしたいと思います。そして、各個別の問題でございますが、詳細は別紙に参照として付けさせていただいておりますので、項目だけ御覧いただきたいと思ひます。特に特定広域連合が包括すべき移管対象となる国出先機関の管轄区域でございますが、これは地方の実情に応じて柔軟にその合理性を判断していただきたいと考えております。それから、移譲の例外事務は最小限にする必要があります。例外とする事務がある場合も、出先機関が残っては何の意味もありませんので、出先機関は残さないということの基本原則として、例外とする事務があつても本省に引き上げて処理をするということにさせていただきたいと考えております。それから、持ち寄りにつきましては地方の自主性に委ねていただくべきだと考えております。事務等の移譲計画の中に持ち寄り事務についても書くことは書くとしても、これは「認定しないんだ」「この事務とこの事務は持ち寄られていないから認定しないんだ」というような取扱いにならないような仕掛けを作る必要があると思ひます。それから国の関与は自治法の規定する範囲内で必要最小限のもの、今の法律案（骨子）に書かれているのはそのとおりであります。機関委任事務の復活になるようなことが絶対にないようお願いしたいと思います。それから執行機関ですとか補助機関の在り方等も広域連合の自主的な組織権を尊重すべきものだと考えます。それから緊急時には国からの指示や要請に真摯に対応いたして参りますが、私どもからの要請も可能にさせていただきたいと考えております。それから最後に財政上の措置でございますが、事務・事業や人員と合わせた丸ごと移管を前提としております。住民福祉向上の観点からも従来措置されていた予算額を必要な執行財源として確保することを原則として、具体的に目途を明確にさせていただきたいと考えております。併せまして、当てがい扶持でこれでやれと言われるだけでは困りますので、財政上の措置について異議がある場合には国に対して要請できるような、そのような手続きを是非お作りいただきたい、御検討いただきたいと考えてます。私から、細かい点色々ありますけれども、以上でございます。

(福田委員) ありがとうございます。それでは飯泉知事、よろしくお願いします。

(飯泉知事) 四国知事会としての意見につきましては、前回ペーパーで発表もさせていただきました。今回、骨子が出ましたので、私の方から何点か申し上げたいと思います。また、福田政務官の方から御紹介いただきましたように、四国知事会で広域連携事務の事務局を担っていただいております高知県の尾崎知事さんにも今日は御出席いただいております。それでは、まず大きな第1点として区域の在り方と移譲対象機関について申し上げたいと思います。区域の在り方について、例えば、関西広域連合の場合「近畿・・・」とかですね、或いは九州知事会の「九州・・・」とかですね、こうした出先の場合には分かりやすいわけですが、四国の場合には「四国・・・」というところと、「中四国・・・」と、またがっていることが大きな足かせとなっているところであります。こうした点については柔軟に考えていただきたいと前回も申し上げたところでありますが、今回反映がなされていないので、大変残念に思っております。ちなみにもう少し踏み込んで実情を申し上げたいと思います。移譲対象のうち中国・四国を所管されている国の出先機関は全部で10あるわけですが、このうち中国・四国を両方束ねているのは、実は農政局とそして、地方環境事務所の二つ。つまり二割だけと。あとは中国・四国がそれぞれバラバラに所管がなされているということでありますので、今回の場合にもこの点については柔軟に是非対応を、実態に合わせて行っていただきたいと思います。また、移譲対象機関につきまして経済産業局、また地方整備局、そして地方環境事務所以外の部分についても、それぞれのブロックにおける実情に応じた形をお願いしたいと。地方農政局の点について四国の知事会から申し上げているところであります。なお、この点につきましては、例えば関西広域連合の原案の中では、実は近畿の農政局を原案として入れておりました。しかし、国の方からの御要請をいただきまして、「九州知事会との調整を図ってくれと、そしてできれば三つにしてくれ」と、こうしたお話があったところで、最終的に地方整備局とそして地方環境事務所、そして経済産業局となったところで、いわゆる最大公約数を取ったということでもあります。また、今回、北神政務官も御出席されておりますが、資料の1-2の経済産業省からの御意見の中では一番トップにですね、今回の三つというだけではなくて対象機関すべてとすべきではないかと、こういった意見が出され、その中には四国の状況も十分勘案すべきだ、沖縄と四国が具体的に挙げられているところであります。政府の中にも味方ができてきたなと我々は心強く思っているところであります。ということでこの区域の在り方また出先対象機関のあり方につきましても是非柔軟に対応していただきたい。さらにこの点につきましては、そちらは総務大臣としての川端大臣に対しまして全国知事会の地方分権特別委員会の古川知事が5月7日の時にですね、特別委員会での意見をとりまとめまして、申しあげたところでもありまして、こうした四国の状況或いは九州などそれぞれの地域の実情にあった形で是非対応すべきである、そういった形をお願いしたいと、知事会としても出さしていただいておりますのでよろしくお願いをいたしたいと存じます。次に二番目として国の関与についてであります。今、井戸知事さんからもお

話がありましたが、あと各省からのペーパーを拝見させていただきますと、ますます国の関与を強くしようというペーパー或いは御意見の方向なのかなと、こうした印象を強く持つところではありますが、もちろん災害など危機事象の時には国地方が連携をして事に当たる。そのときの指揮命令が二頭立てでは困るということはよくわかることでもあります。しかし、あらゆる面において国の関与をどんどん強くするというのであれば、やはりせつかくの行政、国・地方が連携をしていく、こうした観点からも是非地方の力が最大限に発揮ができますように国の関与につきましては是非最小限のところをお願いをしていきたいな、こう思っております。次に最後三番目として人員の移管と財源措置の点についてであります。この二点につきましても特に人員の移管につきましては、まず国の立場として移譲の前に合理的な対応を是非行っていただきたいなと申し上げたところではありますが、従前どおりの表記になっております。こうした点についてしっかりと従前に精査を行っていただきたいということ。また財源措置はまさに大きな肝となることでもありますので是非我々としては法定化をして例えばむこう3ヶ年或いは5ヶ年平均のそうした財政的な規模の点をそのまま移管をしていただく。客観的な指標というものをしっかりと法定化してもらいたいなと。再度この点については申し上げたいと思います。以上私の方から三点申し上げたいと思います。

(福田委員) ありがとうございます。広瀬知事どうぞ。

(広瀬知事) 私の方も先ほどの井戸知事の関西の資料5の後ろに資料6というのがございます。そちらを御覧いただきたいと思います。九州地方知事会からの意見でございます。この冒頭に書いとりますけれども、先の4月の16日に基本構成案について御議論があり、基本的にはこれは大いに評価しますということをお話申し上げ、川端大臣からも、これを全体とし了承を得たものとして、そして前に進めていくということで総括があったというふうに思います。そういうことで大いに期待をしているところでございますけれども、政府の方針はとにかく24年度通常国会への関連法案提出ということでございます。度々総理をはじめ皆さんが仰っているわけでございますから、その会期もあとわずかということになっておりますので、是非ペースを上げて急いで、調整を進め、法案を提出していただきたいというふうに思っているところでございます。対象となる機関を広げるという御議論もありますけれども、それも基本的には結構ではないかと思っておりますけれども、そのことによって、また時間がかかるというようなことがないように、とにかく、これまでまとめた方向で法案を早期に出していただくということが、大変大事なんじゃないかというふうに思っています。あと一歩、是非政府のリーダーシップを、政治のリーダーシップを期待したいところでございます。具体的なことにつきましては、三点申し上げたいと思います。先ほど資料5で、井戸知事からお話があったとおり、もうそのとおりでございますけれども、特にそのうちの三点を申し上げておきたいと思うのですが、一つは移譲の例外ということでございます。移譲の例外につきましては、今回の改革はあくまでも国の出先機関の原則廃止だということでございまして、移譲の例外となる事務が多く残って、これを執行するた

めに、「ミニ経済産業局」、「ミニ整備局」或いは「ミニ環境事務所」が残るというようなことにならないように、そういうことになりますと、本当に国民の理解が得られない。かえって笑いものになるという感じがいたしますので、そのところは是非御理解の程をお願いしたいと思います。どうしても移譲の例外ということになる場合には、本省に引き上げる。或いは隣接ブロックの出先機関がやるとか、そういうことになるとは思いますけども、そのときには十分、住民の利便性が損なわれないように考えていただく必要があるということで、この制度改革の趣旨と住民の利便性ということを見ると、本当に例外は限られてくるのではないかというふうに思っております。是非、よろしくお願ひしたいと思います。第二点、持ち寄り事務でございますけれども、これも先ほど、関西の方から申し上げたとおりでございます。この地域主権改革の一環として、出先機関の原則廃止を打ち出しているわけでございますけれども。そのベースにあるのは、やはり地域でできることは地域でやろうということでございます。市町村でやることは市町村で、県でやることは県で。そして国でやることでも、出先機関でやっていることは広域的な取り組みでやってもらおうという趣旨だと思っておりますから、そういう意味で、今、県がやっていることを持ち寄ってやるということをや件とするのではなくて、むしろ地域に降ろしていくということが大変大事なことでございますので、その制度の趣旨をお間違えのないように是非お願いしたいと思います。効率的に仕事をやるために、持ち寄っておく方がいいというのも現にありますし、色々やっておりますけど、それは地方の自主性、自立性に任せていただくということが非常に大事なんじゃないかと。この制度の設計や或いは制度の運用にあたって、事務の持ち寄りを条件とするというような取扱いには是非しないようにしていただきたいというふうに思います。それから、第三点の財源でございますけれども、これについても色々今御意見が出されたところでございますけれども、やはりこれは出先機関の廃止に我々も協力をして思い切ってこういうことをやっていこうかということでございますから、ここのところは十分に御理解の上、この改革によってむしろ国からの財源が絞られるというようなことのないように制度的な担保を是非お願いしたいというふうに思っています。そのためには具体的に、特定広域連合が国に交付金を要求して、その相手方は内閣総理大臣とすると。或いはまたそれについて、財源措置に不足、不満がある場合には、内閣総理大臣に対して意見等を提出することができるというようなことで、このやりとりがちゃんとできるように制度的な担保を是非お願いを申し上げたいというふうに思います。移譲の例外、持ち寄りの事務のこと、それから財源について、特にお願ひしておきたいというふうに思います。

(福田委員) ありがとうございます。じゃあ、沖縄県の上原副知事さんお願いいたします。

(上原副知事) 移譲に関する法律案の骨子がですね、色々な意見を取り入れてまとめられたことに対しましては敬意を表したいと思います。沖縄県の場合は、沖縄総合事務局という各省庁のですね、出先機関が統合された機関であるということ。或いは受け皿も沖縄県単独でということで、今後この出先機関の原則廃止に向けたですね、議論

検討が深まっていくと思いますけれども、その過程です、この原則廃止に向けて、沖縄で先行してということになりますと、我々としてはですね、それに取り組む意思といいますか決意があるということをお場で表明しておきたいと思っております。

(福田委員) ありがとうございます。ではその他の方。じゃあ嘉田知事どうぞお願いします。

(嘉田知事) 滋賀県の嘉田でございます。関西広域連合の出先機関改革の委員長として発言をさせていただきます。先ほど、具体のところは井戸連合長から御説明をさせていただきましたので、具体の細部には入りませんが、二点だけ申し上げたいと思っております。一点は先日、5月7日に東京の経団連会館で経団連の皆さんが主催をしていただいて、地方分権改革シンポジウムが開催されました。そのときの御報告をさせていただいたんですけども、私どもは、これまでどちらかというと行政の中で、主に話をしてきたんですが、今回、経団連、東京、大阪、九州の皆さんがかなり問題意識を持ってこのシンポジウムを主催していただいた背景が見えてまいりました。大きくは既に世界でこれだけグローバルイゼーションが進んでいる中で、経済一流、政治三流といわれていた日本がこれ以上、いわば分権化が進まないと、国家として置いてけぼりを食うということを経済界の皆さんもかなり危機感を感じておられました。それが平成初期からの地方分権の動きだったと思うんですけども、あらためて府県を越える広域のリージョナルな行政の必要性ということを経済界の方が声を上げて伝えてくださいました。それからもう一点は、これも今まで申し上げてきたことですが、中央集権は既に時代的に国民の求めから外れているということでございます。何故、今、この地域主権改革かということは、時代が求めているのではないのかと。よく、井戸連合長も成熟社会になったとおっしゃられます。つまり、右肩上がりの高度経済成長期を求めていたところから、今、成熟社会になったときに、政治・行政の中身が、教育であるとか福祉であるとか、かなり直接サービスに変わっているわけですね。今回の法案骨子の基本理念として、住民の福祉の向上なり、或いは行政の効率化、そして地域の自主性・自立性という基本理念を挙げていただいているわけですが、時代がこの地域主権改革を求めている。それゆえ、2009年に民主党政権が出先機関の原則廃止ということのマニフェストに、政権公約としても挙げていただいたんだと思います。それは国民の政権交代への期待を背負って、マニフェストに挙げていただいたんだと思います。それを私どもは大変期待をして、関西広域連合は、まさに日本で最初の広域自治体として、この権限移譲を受けるために作ってきた組織なんですね。そういう中で、是非ともですね、2009年の政権交代に国民が期待したことを、政治主導で進めていただきたいと思っております。具体、各省庁から挙がってくるものは、びっくりするくらい理念と離れております。今日のこの骨子案、基本理念は基本理念ですけど、この後ろの方はいかに地域を縛るかということで個別の細部まで、しかも、もしかしたら機関委任事務が復活するんじゃないのかという、新しいメルクマールの事務などが出てきている。特に先ほど、国交省からは、公物管理、道路なり河川なりの管理というところで、新しいメルクマールによる事務・権限というようなことまで

入れていただいております。これは全く、国民の期待、そして皆さんがマニフェストで挙げたことと逆行するのではないだろうか、政治家として大変心配をしております。それゆえ、この基本理念の三点が実現できるような形で中身を作っていただきたい。各省庁に問い合わせをしたら、もちろん霞が関の役人の皆さんが省益を言われるのは当然だと思うんです。でも、それを政治主導で、まさにマニフェストにあるように、そして国民が期待しているような形での分権化を進めていただくのは、政治家の皆さんしかございませんので、是非ここは速やかに中身をですね、先ほど、井戸連合長が申し上げましたけれど、本当にここまで縛ってくるかというくらい逆行していると私には見えますけれども、そこはですね、政治主導で基本理念を外さずに法制化を進めていただき、是非、この通常国会に提案をしていただきたいと思います。少し理念的なところに集中しましたが、以上のことを申し上げさせていただきます。

(福田委員) ありがとうございます。それでは、尾崎高知県知事、よろしく願います。

(尾崎知事) 大分重複しますが、少しお話をさせていただきたいと思いますが、そもそも地域主権改革を何のために行うのかということについて言えば、事務を効率的に行っていくということもありましようけれど、効果的に行うためにそれを是非進めなければならぬのだという、その原点を是非ですね、改めて確認する必要があるんじゃないかというふうに思ってます。地域地域で実情が違い、全国一律なやり方ではなかなかうまくいかないんだと。だから地域の実情にあった政策展開を可能とするために、地域主権、これを進めていこうとしていると。この出先機関の改革についても是非そうあっていただきたいものだ、そのように思ってます。ですから、色々対象機関の選択の仕方についても、地域によって考え方が違ったりもするでしょう。更にもっと言えば、それを実際に実施していくための色んな事務の遂行のあり方についても、地域によってやり方が違うということはたくさん出てくるんだらうというふうに思います。そのようにやろうとすることを可能とするためには、できるだけ国が一律に縛るという体制にならないようにしなければならないと思うんでありますけれども、残念ながら、少なくともこの文章を見る限りにおいて、見方によっては、相当一律に縛ろうとしてるなとしか思えないようなところがたくさんあると考えているところです。もっと言うと、本当に一定地方に自由度を与えるものとなるのか。そこは政令で決められるというところがたくさんあるんじゃないのかというふうに私は思っで見させていただいたところでございます。今後、まずこの骨子案についての協議ということもあるんでしょうけれども、政令で決めるとしているところについて、特に重要な部分等については、どういうことを考えているのかよくよく腹のすり合わせをしておかないと、骨子案では合意はしたけれども、実は同床異夢でしたみたいなことになりかねない。そこを非常に懸念をしておるところでございますので、是非、そのところについての御議論を深めさせていただければと、そのように考えています。「政令で定めるところにより必要な関与」とは何ぞやとか、更には実施に関する計画を策定

して、当該年度ごとに国の同意を得なければならないが、どういう基準でもって、その同意を得るか得ないかについて判断をするのか。少なくとも、直轄でやる所との平衡を見るという観点から、同意をする・しないということを決めるだけなのか、それとも全体的な、大いに国として裁量権を発揮する形で同意を得るということを求めるものなのか、そこら辺りをよくよくですね、もう一段詰めないといけないところがあるんじゃないかと。財源の措置の仕方についても、どういう配分をしていくのか。先ほどの要求のあり様などについて大きな枠組みを詰めていくことも必要かもしれませんけれども、全体として、一部一部、省庁分割され、かつ、各省庁のフレームは、このある省の予算はこの地域に使うものとしてこれぐらいという形で積算されているわけでは決してないときに、その地方だけ切り取って、予算を作っていくやり方というのはどう考えていくべきなのか、それを実際に可能としていくような予算要求と予算折衝の有り様はどうなのかとか、このあたり細部を詰めないとですね、なかなか果たしてこれはいいものなのか、悪いものなのか、よくわからないというところが、たくさんあるんじゃないかなと、そういう点を懸念をいたしております。以上です。(福田委員) ありがとうございます。各省庁の政務の皆さんありますか。北神政務官どうぞ。

(北神政務官) ありがとうございます。私の意見を取り入れていただいて、パブリックコメントをしていただいたのは、ありがとうございます。それと内容につきましてはどうですか、骨子の方なんですけど、三点ほどございまして、一つは飯泉知事是非共闘をさせていただきたいというふうに思いますが、我々経済産業省はですね、いつでもどこでも前向きでありまして、今や省益を遠く離れてですね、我々言う必要ないんですが、やはり法律としてですね、経済産業局とですね、地方整備局と、その地方環境事務所だけが載っているのは、やっぱり法律としておかしいんじゃないかと、で、これは単にこの三つの関係だけを今回改革するのであればですね、これでいいんですが、政府・政権の方針としてはですね、我々がさきがけでありまして、これから全体として、やるということであるので、これやはり全部適用するようにすべきだと、逆に言えばですね、今後他の改革をすると、他の役所の関係の改革をする度にですね、法律改正をするというのも、これも現実的ではないということで、これは是非すべて対象にするようお願いをしたいというふうに思います。あともう一点は、これは知事の皆さんの同意を得られないかもしれませんが、毎回私も発言をさせていただいておりますけど、やはり持ち寄りについては、私はこの骨子においてもですね、基本方針においても、はっきりとですね、これは義務として明記すべきだというふうに思っています。先ほどの話を伺っております、国の関与を強めようとしてるんじゃないかという話ですが、これは決してそんなことではなくてですね、そもそもこの改革っていうのは、尾崎知事仰ったように、効率的・効果的、どっちに力点を置くかっていうのは、それぞれあると思いますが、やはり効率的という観点から言えば、行政の簡素化をいうことが、極めて重要でありまして、単に地方の局をですね廃止をして、それを広域連合にのせるだけでは、そもそもこの何の話をしているのかなと、ですからこれ

は決して改革に逆行してるのではなくてですね、まさに改革そのものの中身だというふうに思っています。で、これは、いやそれは、北神政務官が勝手にね、そういう考えを持ってただけだと仰るかもしれませんが、そもそもですね、地方自治法の中です、広域連合の趣旨として、これ総合的・計画的に都道府県、市町村、或いは特別区、こういったものの業務を吸い上げて、行うというのが趣旨でありまして、法律上持ち寄ることがですね、法律上広域連合の成立条件になっているわけでございます。したがって、これはなにも新たにですね、我々国の関与を強化したいわけでもなくて、もっと言えば経済産業省としてのですね、省益の観点から言っても、こんなの何も我々の得にならないんですが、これはそもそものこの改革の理念として我々は大所高所の見地に立ってですね、これは是非ともこれ法律の義務にすべきではないか、というふうに強く要請をしたいというふうに思っております。これは広域連合の特例法でありますから、これ当然、地方自治、地方自治法を預かる総務省としてもですね、是非、むしろ皆さんから言うべきでありましてね、我々はその整合性を申し上げてるだけの話でございます。で、最後に三点目としては、これも前から申し上げてますようにですね、今回、個別の事務について、作用法それぞれ列挙されるという趣旨だと思いますが、これも詰め切れたら、いいですよ。詰め切れていく、間に合うんだったら、我々とやかく言うつもりはございませんが、これで法案のですね、提出が遅れるということは、本末転倒でありまして、今まで地方分権法もそうですし、省庁の改革法もそうですが、まずはこの大枠の法案を通してですね、それから個別の移譲すべき事務については、丁寧にですね、論議を進めていくべきではないかというふうに思います。よろしく願いいたします。

(福田委員) ありがとうございます。では津川政務官どうぞ。

(津川政務官) 国土交通省の政務官であります。まず各知事の皆様方から御指摘のありました点でありますけれども、まず政権として出先機関を原則廃止をすると、これを前提に我々議論をしてるつもりでありますので、色々言って、結局なんか残るといようなことはまず想定しておりません。もちろん、今回の対象となる地域と、それ以外の地域というものが有りますから、原則ということではあろうかと思いますが、これは廃止をするということから議論をスタートさせているということは、国交省としてもまったく考えが違わない所ありますので、確認をさせていただきます。それから、国の関与について、強化をするというつもりも全くありません。で、最小限であるべきだというのは、その通りだと思います。ただ、これは個別にですね、やはり尾崎知事からもありましたけれども、細部しっかり詰めていかないと、国交省としては、これが最小限で、地方からするとこれが最小限だと。これを一般論でしていてもしょうがないところがありますので、詰めていく必要があるんじゃないかと思えます。ちょっと、法律案の骨子について少し、具体的に何点か指摘をさせていただきたいと思えますが、まず3の(1)の制度を利用できる主体について、ということですが、管轄区域から除く区域について、内閣府の案では政令で定めるといことになっておりますが、出先機関、今回、今申し上げましたとおり、廃止をされ

るものでありますから、後でまた復活させるということは、なかなか想定しにくいというふうに思いますし、そうすべきではないと思いますから、そういった意味でやはり受け皿となる特定広域連合の安定性、継続性というものは、相当しっかりと確保される必要があるため、別に法律で定めるという形にさせていただくべきではないかというふうに考えています。それから持ち寄りの話であります、大変私も怒られているのかもしれませんが、やはり事務の効率化というものを考えた時には、ある一定程度のものは持ち寄っていただくべきなんだろうと思います。具体的には、例えば国交省の関係で言いますと、一級河川の県管理区間ですとか、或いは指定区間外の国道の管理、こういったものは特定広域連合が一体的に行うように持ち寄りを義務付けをしていただいた方がよろしいのではないかと考えるところであります。それから6番の事務等の移譲計画の認定の部分であります、解散脱退自体の手続きについてもやはりこれは基本構成に記述をしていただいているとおりであります、別に法律で定めていただいて、定めがなければ解散脱退ができないという形にさせていただく必要があるというふうに考えます。国の関与についてであります、個々の案件については最小限と、全くその通りであります、現行の法定受託事務にはない部分があるのではないかと。このときに、機関委任事務を復活させるべきではないと何人かの知事から言っていたいておりますが、私も事務方にも直接確認しておりますが、そういったことは私どもとしてこれまで想定しているものではありませんので。ただ、今までの事務の中で、現行の法定受託事務の中ではカバーしきれないところがあるんじゃないかというところについて、追記をしていただく必要があるだろうということと、これもこれまで発言をさせていただいてきたところであります、並行権限行使についても記載をしていただきたいということでもあります。実施計画については、国が策定する方針や計画、これは他の地域の関係もありますので全て絞るという話では決してありませんけれども、方針や計画に基づいた形で策定をしていただくということを明確にさせていただく必要があるんじゃないかということでもあります。それから8番目の認定を受けた特定広域連合に関する特例等という部分であります、これはもう十分に各知事の皆様方にも御理解いただいているところだとは思いますが、大規模災害が発生した時の指揮権について、今回の3.11のことを考えてもですね、現在の国土交通省だけではありませんが、各国の出先機関の災害対応について、これを強化することはあれ、弱体させてはならないというふうに思います。災害はある程度想定をして準備をすることは不可欠であります、やはり想定外のことは当然起こり得ますので、ここについてもやはり直接指揮をすることが可能になる部分についての並行権限行使もやはり併せて設けていただく必要があるのではないかと考えています。また細かいところでございますが、災害基本法による災害派遣の場合も、派遣された職員は大臣の指揮の下に行動していただく。これは事務的な話であります、そこも明確にさせていただく必要があるのかなと思います。それから個別事務・権限の扱いであります、一級河川、国道等の基幹的インフラの整備管理について、他の地域では国がこれからも実施をするということ。それから公物管理についてどなたかからの御指摘があった

かと思いますが、これは国の責任であるというところについては変えないということ
を前提にこれまで議論をしているんだと思います。個々の法律も見直しをしていくと
いうことであれば議論は勿論別の議論は有り得ると思いますが、ここを変えないで国
が責任を負うということ的前提にする以上は、やはり例外的な部分というのは当然い
くつか出てくるだろうと思っております。例えば国家の利害の観点から判断すべきも
のと、平たく言えば例えばそういうものが当然出てくるかと思っておりますので、こうい
ったものについて、例外という形で国交省から指摘をさせていただいているところであ
ります。この法律案の骨子につきましても、個別事務の権限の扱いにつきましても先
ほど申し上げましたところではありますが、各条文化の作業の中で相当詰めていかな
ければならない点もあると思っております。或いは事務・権限についても、個別にそれ
ぞれ詰めなければならないところが相当あると思っております。全体論として移譲す
べきではないとか、例外であるかないかということであって、個々に詰めさせてい
ただかなければこれが海のものなのか山のものなのか、これ知事の皆様方にも判断
いただけないところだと思いますから、事務的に大至急詰めさせていただきたいとい
ふふうに思っております。我々政務としてもですね、事務方が、事務所は廃止する
けれども権限は全部強化をするんだということのないように、しっかりと我々として
も我々の責任で、はっぱをかけたと思いますので、これ内閣府の方をお願いをしたい
と思っております。国交省としては以上です。

(上田委員) 政務官、2分だけ。

(福田委員) ありがとうございます。では、上田知事。

(上田委員) ありがとうございます。委員の立場から二点だけ。物事はやっぱり一番
目の目的のところではっきりしているような気がいたします。ここで不十分なのは、
やっぱり移譲の推進とか、ここのところにポイントが置かれているので、目的の
ところこの法律は、出先機関原則廃止の下、とかという形を入れて、地方公共団
体は地域における行政のうち、云々というふうな形にしていかないと、元々が
原則廃止が目的なのに、何か国が地方公共団体に特定地方行政機関に事務を
移譲を推進していくんだというような、それが行政の効率化になるんだとい
うような、少し中身が小さくなっているような感じがいたします。やっぱり
平成 22 年の 6 月に閣議で決定された地域主権戦略大綱では、やはり地域
主権改革の理念というのは明治以来の中央集権を改革するんだと、そこに
大きく話が出ているのですから、そのところをきちっと目的のところ
で押さえておく必要があるだろうというのが一点です。また、今、津川
政務官からも言われましたが、わざわざ政令で定めるものを除くとか
いう形で行くとかですね、これは私の言うところの地雷なんですね。変な
地雷だと。だから、野田総理も絶対変な地雷を入れませんとい
うようなことを地域主権戦略会議の中で言われたけれども、これは
まさに何か地雷のような感じがいたしますので、そんなつもりはない、
と言ってもですね、解釈に余分な行政裁量がある以上ですね、こ
ういふものは除いてですね、一定程度地方分権を信用すると、
そういう立場に立った方がいいのではないかと思います。以上で
2分でございますので。

(福田委員) ありがとうございます。じゃあ高山政務官どうぞ。

(高山政務官) すみません、環境省の政務官の高山です。まず今日は、あれですよ、この事務移譲の骨子案というのをまとめるまとめないという総論の話だと思いますので、私今日は各論は言いませんけれども、先ほどからちょっとお話聞いてまして、そもそも民主党で地域主権ということを書いてまいりましたし、地域主権は絶対やるべきだと思いますけれども、その地域主権の話がなんか国と県、或いは地域の広域連合での仕事の単なる取り合いということであっては、私はやっぱりちょっとズレてきているんじゃないかと思います。というのは、やはり私もですね、私は今埼玉県なんですけれども、埼玉県民としての立場もあれば、市民としての立場もあれば、国民としての立場もあるわけなんですけれども、結局この地域主権改革やることでそこに住んでる住民の人の利便性向上であったり、その意見がより反映できるということがやっぱり一番の目的だと思うんですけれども、そういう意味で言いますと、自主性のことももちろんそうですが、行政の効率化ということ言えばですね、二重行政なんかややっぱり一番問題だったと思います。それは国だけではなくて、それぞれ県なんかでも県と市の二重行政が問題じゃないかと色々言われてたと思うんですけれども、そういう意味で今回やはり国の仕事と地方の仕事をちゃんと役割分担を明確にすると、もう一回明確にしていこうということはやっぱり私は必要だと思っておりますので、丸ごと移譲ということをやりますけれども、やはりこれはどうしても本来国の仕事だということも私はあると思います。そしてその結果、地方にそのやるべき仕事が残ってしまうということも、私は当然あり得ることだと思いますので、丸ごと移譲した結果に、事務所を残すのも反対だとかというような、そういうことだけが目的となれば、ちょっと話の進め方としてはですね、私はもっと本来のですね、国と地方の役割は、誰がこの仕事は担うべきなんだ、という話をきちんとすべきだと思いますので、総論としてはそういうふうには思っております。その上で今日ここまでおまとめ頂いたこれですけども、これも結構うちの役所の中的には、そんなに、なんというんですか、進め方が早急じゃないとか、結構役所の中から色々文句あるんですけども、やはりこれ民主党政権全体としてはですね、一步でも何か進めてもらいたいなという気持ちはやっぱり私はあります。ですので、是非今日御意見いただいた中でですね、具体的に今日もうこういうところ直したらいいじゃないかというところがあれば、総論部分はもう固めていただいて、後はもう次の本当に具体的にどういうのを移譲するんだということに早く話を進めていただきたいな、と思っております。

(福田委員) はい、ありがとうございます。後藤副大臣何かありますか。

(後藤委員) 今色々な御意見を賜りまして、当然のことながら今通常国会になんとかこの形をですね、出すようにしたいという前提で、地域主権担当としても進めてまいりました。後程大臣からも御発言あると思いますが、色々な御意見を賜りながら、議論を丁寧にしてきた結果がここに至ってですね、今日の御意見をできるだけ参考にしながらですね、まず今最後に高山さんが仰っていただいたように、色んな組み立ての仕方があると思いますが、まず大枠としてですね、これを進めさせていただくという形

で、これを最後にちょっと詰めていかないと、さっき尾崎知事が仰ったように、具体的な審査基準にしてもですね、これ全体が詰まらないというふうなことも、実際細かな作業に各省と協議をしながらやってく中で、あります。是非そういう意味では次、もっと前に進んだものをですね、御提示して協議をいただく前提の中で、今日お話をしたものは全てそれぞれ入るかどうかは別としてもですね、今日ペーパーで頂いた井戸知事、広瀬知事の御意見、そして徳島知事、また高知県知事からもお話しいただいた点も含めて、色んな政府の中でも3政務官からお話しがあつたように議論もあります。それをどううまくバランスを取ってやるのかというのが、地域主権室の担当の部分なんで、すべてがこう成り立つ部分は難しい部分もありますが、できるだけ今日頂いた御意見を参考にしながらですね、ちょっと前にも言ったもう少し前進がした形がですね、できるだけ国民の皆さん方に見えるような形でさせていただくという形で、是非これをベースに、次のステップに入らせていただくということで、是非あの御理解をいただきたいと思いますが、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

(福田委員) ありがとうございます。以上でこの話題よろしいでしょうか。今日のところは、これぐらいで。

(北神政務官) はい。

(福田委員) それでは皆さんからの御意見も踏まえてですね、更に検討を進めたいと思います。それでは次に「その他」です。「その他」については「ハローワーク特区」について、北川委員から御説明をお願いをいたします。

(北川委員) それでは私からアクション・プランの課題のうちの、ハローワークについて動きを報告をいたします。昨年12月の26日の地域主権戦略会議において、出先機関の原則廃止に向けた今後の取組方針が了承されたところでございます。これを踏まえまして、東西合わせて2ヶ所でハローワーク特区を創設することについて、私から佐賀県の古川知事を通じて具体的な提案を全国知事会に依頼いたしました。その結果全国知事会では、埼玉県及び佐賀県に検討が委ねられ、4月25日に両県からお手元の資料4にあるような具体的な提案がなされました。この提案につきましては、5月7日に開催いたしました、公共職業安定所（ハローワーク）チーム会合で御議論を頂きました結果、厚生労働省は埼玉県及び佐賀県から提案されたハローワーク特区の枠組みに沿って、省令改正等所要の措置を講じること。特区の対象となるハローワークは、ハローワーク浦和及びハローワーク佐賀であること。それぞれの特区における具体的な取り組みの内容について、厚生労働省は埼玉県及び佐賀県とよく詰めること。なお、事業開始は今年の10月を目途とすることで作業を進めるということでございます。以上の結論を得ました。今後はこれに添って取り組みを進めて参りたいと思いますので、御了解をいただきたいと思ひます。私からは以上でございます。

(福田委員) ありがとうございます。それでは御意見御質問等がございましたら、御発言をお願いいたします。上田知事よろしいですか。

(上田委員) ありがとうございます。精力的に進めております。

(福田委員) はい、それでは、ハローワークについては、今、北川委員から御報告のと

おり、進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。それでは時間もきておりますので、最後に川端委員長から一言お願いをいたします。

(川端委員長) はい。幅広く熱心に、また貴重な御意見、御議論をいただきまして、ありがとうございます。感謝申し上げたいと思います。色々御議論伺いながら、二つのことを思いました。一つは、9合目をもって道半ばとするということと言うと、道半ばまで来ているのかなということではありますが、9合目だと思って最後登り切りたいということのを改めて思いましたが、道半ばの議論がたくさんあるなど。そして、同時に難しくなったら、原点に戻れとよく言います。先ほどもお話がありましたけども、我々としては閣議決定した地域主権改革の大綱、そしてそれに基づくアクション・プランに基づいて、どうしてもこれをやり遂げなければならない。総理もその御旨はまさに、強い決意の元に我々御指導いただいております。改めて、そういう念を強くしたところでございますと同時に、この仕事に私就任させていただいて申し上げたのは、やらねばならないときに、課題はたくさんあるというときに、課題があるからということが、やれない理由や、やりたくない言い訳の議論はもうやめにしよう。どうしたら乗り越えられるのかという前向きな議論をしようということを進めさせていただいた。知事さんはじめ、委員の皆さん、そして、各府省もその方向で御議論いただいてここまで来られたのかなという思いはいたしますが、今日の骨子を含めて、議論を踏まえて、関係府省の皆さんには近日中に条文化した形でまた改めて意見を伺いたいというふうに思っておりますが、いくつか論点の中で私の所見だけ若干申し上げておきたいと思いますが、一つは、先月の地域主権戦略会議でも申し上げたんですが、個別の事務権限の移譲の在り方については、いわゆる機関委任事務の復活ということがあってはならない、これは大原則だと思っております。それから事務の持ち寄り色々議論がありました。当然ながら、行政の効率化、それから効果的という御指摘がありました。これが目的であります。その原点をぶれずにですね、やるときに、ということ前提にしつつ、事務の持ち寄りが条件となるということではないんだろうというふうに私は思っております。それから対象範囲であります。四国からの御提起もございました。ただ、色んな経過の中で、近畿・九州の皆さんとの調整も含めてですが、3機関を当面の移譲対象候補として、とにかく通常国会に法律は御案内のとおり一つの省でも相当な事務の調整が今起こっております。そういう意味では、この3つで当面という第一弾としてやらせていただきたいというふうに思っております。それから国の関与のことも色々な観点から御議論ありましたが、従来メルクマールに左右されない特例的な法定受託事務を設け、国による関与を必要に応じて柔軟に設けることで対応するというので、今までやって参りました。このことですね、新たな事務区分を創設するのと同様の効果がありますし、国と地方が対等・協力の関係を維持しつつ移譲を実現するために、基本構成の考え方で対応できないか、これは府省の皆さまには改めて御検討をいただきたいと思っております。それから、法律案、それから個別の事務・権限の移譲等について、これは、色んな最終的な調整もあるという、発生してくると思っております。詰めの段階では、私が関係大臣と直接お会いをして、

最終的な折衝をさせていただくということも含めて、引き続き調整を続けて参りたいというふうに思っております。また、前回の戦略会議で検討課題とされました市町村の意見反映の在り方については、特定広域連合の構成団体の長の方々と、市町村関係者の方々が幅広く意見交換できるような仕組みを作りたいと考えております。引き続き検討して参りたいと思います。先ほども申し上げましたけれども、総理の出先機関の原則廃止への思いはいささかの揺るぎもなく、リーダーシップの下で進めていただいております。行政の継続性、今までの部分含めての色々なお考え、お立場も、我々としてはよく理解をするところではありますが、今日来ておられる政務の皆さんはまさに政治主導のリーダーでございます。その点を含めて、これからもリーダーシップを発揮していただきたいというふうに思います。残された日数も限られておりますので、政権の最重要課題のひとつであるこの取り組みの実現に向けて、皆様の、各位の最大限の御理解・御協力を改めてお願いして、私のまとめの御挨拶にさせていただきます。今日は本当にありがとうございました。

(福田委員) ありがとうございました。それでは本日の委員会はここまでとします。次回の委員会の開催については、事務局より追って御連絡をいたします。なお、このあとの報道陣から質問等があれば、委員長又は私が対応いたします。本日はどうもありがとうございました

(以上)